

教入第 号
平成19年9月7日

徳島県スポーツ振興審議会会長 殿

徳島県教育委員会委員長 村澤普恵

とくしまスポーツ憲章の制定について（諮問）

このことについて、スポーツ振興法第18条及び徳島県スポーツ振興審議会設置条例第1条の規定に基づき、次のとおり理由を付して意見を求めます。

理由

近年、生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢社会の一層の進展等に伴い、これまで以上に自らの生活や生きがいを重視し、健康で豊かに生きることを目的として、県民のスポーツに対する期待は、ますます大きく膨らむものと思われる。

日常生活の中に、「いつでも、どこでも、誰でも」がスポーツに親しみ、楽しめるスポーツ文化を育み、県民一人一人が、それぞれの興味や関心、年齢、目的、体力に応じて主体的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す必要がある。

一方、高い潜在能力を有する本県のスポーツ競技者が、国体等の全国大会の場で、持てる力を十分に発揮できていない実態もあり、県をあげての早急な対応が望まれている。

こうした本県の実態を踏まえ、県民運動として、本県のスポーツ振興を支えていく気運を醸成するため、「とくしまスポーツ憲章」を制定し、「とくしまスポーツ王国づくり」に取り組んでいく必要がある。